

教 育 民 生 委 員 会 記 録

開 会 年 月 日	平成 23 年 10 月 4 日	
開 会 時 刻	午前 10 時 00 分	
閉 会 時 刻	午後 0 時 02 分	
出 席 委 員 名	◎西山則夫 ○吉岡勝裕 野崎隆太 世古明	
	岡田善行 藤原清史 長田朗 杉村定男	
	中山裕司	
	宿典泰議長	
欠 席 委 員 名	なし	
署 名 者	野崎隆太 世古明	
担 当 書 記	中川浩良	
審 査 案 件	議案第 59 号 平成 23 年度伊勢市一般会計補正予算（第 2 号）	
	議案第 60 号 平成 22 年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	
	平成 23 年 請願第 3 号	「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願
	平成 23 年 請願第 4 号	「『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願
	平成 23 年 請願第 5 号	「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願
	平成 23 年 請願第 6 号	「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策」の充実を求める請願
	平成 23 年 請願第 7 号	旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願
	平成 23 年 請願第 2 号	「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願【継続調査分】
	—	委員提案について（「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）」）
	所管事務調査	「伊勢市病院事業に関する事項」
	所管事務調査	「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」
	説 明 者	市長 副市長 教育長 教育部長 病院事業管理者 病院事務部長
生活環境部長 環境課副参事 文化振興課長 教育次長 学校教育課副参事		
環境副参事 行政経営課副参事 介護保険課長 医療保険課長 総務部長		
総務課長 情報戦略局長 行政経営課長 病院総務課長 病院総務課副参事		
ほか関係参与		

審査結果並びに経過

西山委員長開会を宣言し、会議録署名者に野崎委員、世古委員を指名し、「議案第59号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中教育民生委員会関係分、「議案第60号 平成23年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」「平成23年請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願」「平成23年請願第4号『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充」を求める請願」及び「平成23年請願第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願」「平成23年請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策」の充実を求める請願」「平成23年請願第7号 旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願」「平成23年請願第2号「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願【継続調査分】」の8件を順次議題とし、議案第59号及び議案第60号については全会一致をもって可決、平成23年請願第4号、平成23年請願第5号及び平成23年請願第6号については賛成多数をもって、平成23年請願第3号については可否同数のため委員長採決をもって採択、平成23年請願第2号については賛成少数をもって不採択すべしと決定した。

続いて、採択された請願に係る意見書案についてを順次議題とし、平成23年請願第3号に係る意見書案については可否同数のため委員長採決をもって、そのほかの3件については賛成多数をもって文案のとおり決定した。

また、委員長報告文については、正副委員長に一任することと決定した。

次に、委員提案のあった「学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書案」を議題とし、全会一致をもって文案のとおり決定した。

次に、所管事務調査案件「病院事項に関する事項」「伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」を議題とし、現状の報告を受け、委員会を閉会した。

開会 午前10時00分

◎西山則夫委員長

ただいまから教育民生委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御審査願います案件は、御手元に配付の審査案件一覧のとおりであります。

これより会議に入ります。

会議録署名者2名を委員長において指名いたします。会議録署名者に野崎委員、世古委員の御兩名を指名いたします。

審査の方法につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認め、そのように取り計らいをさせていただきます。

【議案第59号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）中教育民生委員会関係分】

◎西山則夫委員長

それでは「議案第59号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、当委員会関係分を御審査願います。

当委員会に関係するところは款3民生費、款4衛生費、款5労働費のうち教育文化関連雇用対策事業及び款11教育費であります。

労働費を除き、款単位で審査をお願いいたします。

補正予算書12ページをお開きください。

款3民生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款3民生費を終わります。

次に補正予算書16ページをお開きください、款4衛生費を款一括で御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

この、ゴミの集積所の件でお尋ねいたしておきたいと思いますが、この事業そのものの性質上、非常に予算の組み立てが非常に難しいということはよくわかるのですが、ずっと過去においてですね、この事業が開始されてから、繰り越しが度重なってやられていたという点、でこれは先ほど申し上げましたようにこの事業の性質上、やはり相手方というか地元自治会等がその意見がいろいろと出てくるということで、その都度いろいろとその変更しなければならないという事情があるわけでありませう。

今回出てきております1,800万、この補正でもってこのゴミ集積所事業が全て完了できるのかどうか。これにはつまり今回のゴミ集積所に伴う新しい新設ということだけではなくて、過去の早くその今の集積にされておったものが非常に傷んできたからやり直すとか、補修をしなければならないというような予算も含まれているということでもありますけども、これはそうしますとずっとこれから続くであろうゴミ集積の集積ボックス、こういうようなものをやはり私は随分傷みが伴うということですから、それらのものについて今後、どのような予算づけを考えておられるのか、こういう点についてお尋ねしたいと思います。

◎西山則夫委員長
環境生活部参事。

●山村勇環境生活部参事

委員おっしゃっていただきましたように、この集積化に入りました段階で個別収集のところを対象にもともと考えておりましたが、実際に入ってみますとそれまで集積化をされていた地域におきましても、例えば野積みの状態でありますとか、ネットだけかぶせていたとか、そういったところがやはり整備をしたいということで、当初の見込みから順次地域に入るたびに増えてきたという実情がございます。

今回の補正をお願いすることによりまして、一応全域を網羅する予算の確保がこれでさせていただけるのかなとこんなふうに理解をしております。

それから今後の部分につきましては、おっしゃっていただきましたように長年使っておりますと当然傷んできたり、更新という話が出てきますので、制度そのものは基本的に残していきたいと思っておりますがただ、また大事に使っていただきたいという思いもがございますので、使用年数等についてはその制度の中で考慮していただくような形で整備をさせていただきたいと、こんなふうに現在考えておるところでございます。

◎西山則夫委員長
中山委員。

○中山裕司委員

あのそういう質問をいたすというその背景にはですね、過日も担当課と私一緒に現地を見にいったのですが、この集積所をすることによってそれぞれの地域ですね、やっぱりこう昔ながらのそういうようなこう集落というものが、きちんとそういうようなことに関する周知徹底をして、やっぱりきちんとそういうようなことが履行されていくわけでありまして、特にやっぱりマンションといいましょうかアパート、そういうようなところで、そのなかでも特に単身の入居者がいるマンションといいましょうか、まったく今のごみの投棄についてモラルというか知識をまったく持ち合わせておらない。

そのことによって、まあそのもちろん分別収集もやっておらない。出してはいけないようなごみもやっぱり投棄をいたしておる。で、ましてや可燃物にいたってはごみが散らばって散乱をしておると。そのことによってやっぱり住民が非常に迷惑を受けているというような事象があらこちらであるということでもあります。

これは、やっぱりきちんとそういうようなことに関する行政指導というのは限界があると思うのです。限界が。このようなことに対する対応、対策というのはどのように考えておられるのか。

せっかくこういうものができてですよ、そういうようなコストを下げていくというような事業としてこれは導入されたら、確かにそういうような効果は、財政的効果はやっぱり生み出してきているというように私は判断しているわけですがけれども、その片方でそういうような地域トラブルが発生するような、住民間同士のトラブルが発生するような事象があるということ。

これは私は、そういうような点では市民生活をされている皆さん方には非常に苦痛といいましょうか、迷惑といいましょうか、そういうようなことがあるので、その辺はどういうような考え方を

していますか。

◎西山則夫委員長
環境生活部参事。

●山村勇環境生活部参事

あの先日も実際にそういう事例がございました。

地域の皆さんは、その集合住宅の方々が出す日を守らなかつたり、分別がもう無茶苦茶であったりというようなことのなかで、まあ臭いの問題ですとか、ゴミが飛散するとかいうことで、大変まあ御迷惑を被っているということで、私どものほうにお話をいただきましたもので、私ども、そこにお住まいの方は調べてみますとほとんどが単身赴任のような状態の方ばかりで、中には住所を移してない方も見えたというふうな実情でございます。

そういった意味でゴミカレンダーとそれからそういうふういきちんとかいうふうに分けて出して欲しいというものを持ちまして、一軒一軒まず訪問させていただきました。

中には留守のお家もありましたので、そこにはそういったものを入れさせていただく格好にしましたが、実際にお見えの方には口頭でもきちん説明をさせていただきました。

その上でその管理会社ですとか経営者、そちらのほうにもそちらの責任できちんとした対応をとるようという文書での通告もさせていただいたところでございます、今後そういうふう地域の方がお困りになるような事例が出ましたときには、そういったような対応をとって徹底を図って行きたいと、こんなふう考えているところでございます。

◎西山則夫委員長
中山委員。

○中山裕司委員

その入居者に対するその説明というのは一時的な問題でね、これはやっぱり出ては入り、出ては入りしてくわけですから、現在入居している者に対して一時的なそういうような啓発的なものをやったとしても、それは一時的にはそれをしてくれる。

それは継続してそういうことになるかということ、そうではないわけなのですよ、これは。

それはやらないよりはやったほうがましですよ。けれどもやっぱり私はあなたが言ったその後部分、つまり先ほど言ったように行政がどういように関わっていくか、これは所有者であり、つまり所有者から管理を受けている管理会社、管理会社というようなものは全く、ある程度は無責任なのですよ。あなた方も十分そういうようなことは、今まで苦い経験をいたしてきているわけですから。

これは所有者に対してどういような規制を加えていくかということ以外には、この問題、ということとは所有者が入居者に対して入居する条件としてきちん。

それとそういうことが発生した場合は、行政としてはそのゴミは一切収集しないというふうなぐらいの強い表明をきちん所有者に対して、これは何回も反復しているわけですよ、そういうところというのは。

やっぱりそういう集合住宅とかマンション、アパートにいたしましてもきちんやっている

ところはやっている。やらないところというのはやっぱり横着しているわけなのですよ。

だからそういうようなことに対してはきちんとそのゴミを管理する当市にとっては、市長だったら市長名でもってきちんとそういうような勧告といいたほうがいいでしょうか、そういうものをする。

で、一切そういうようなことが出たときには、もうゴミの収集はしないと。自己処理せよというようなことでしていかないとですよ、その前段部分のようなことをしていてもそれは繰り返して過ぎない。

で、後段部分をどういうふうにかきちんと強化をして、そのようなことのないようにしていくかということですね、考えていくということが必要で、そこら辺のその考え方、思い、ちょっと答弁をいただきたい。

◎西山則夫委員長

環境生活部参事。

●山村勇環境生活部参事

ちょっと先ほど、説明が足りませんでしたけども、今回その所有者並びに管理会社のほうに送りました文書の中には、委員がおっしゃっていただきましたように、これが徹底されない場合はもう市としては集めないのだから自己責任としてちゃんと処理をするようにと、こういう文面も入れさせていただいておりますので、今後はそういうふうな形で管理会社並びに所有者のほうに徹底を図っていきたくて考えております。よろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

それはね、それに対して回答を求めるといことなのですよ。きちんとした確約書を取らなければならぬ。

こちらからの一方通行で向こうにそういうような通達を出したと、通知を出しましたということではなくて、そのことに関していわゆる所有者にやる。管理会社はやっぱり駄目ですよこれは。

だから所有者から、そういうような申し出に対して、きちんと申し出に対する履行をきちんとやりますというような確約書を取る。取らないと後でものが言えないですから、やっぱり出した、出してそれに対するきちんとした確約書を取るということまでを徹底させないと駄目だと思いますが、その点どうでしょう。

◎西山則夫委員長

環境生活部参事。

●山村環境生活部参事

貴重な御意見をいただきましたので、そのような方向で対応して参りたいと思います。

◎西山則夫委員長

中山委員。

○中山裕司委員

その点は十分今後の対応としてですね、これから起こりうる事案でありますから、その点きちんと対応するというのを強く要望いたしておきたいと思います。

このゴミ集積所のこの問題につきましてはね、2年間の事業期間というのがありましたけど、本当に果たしてこの案、ものが提案されたときにできるのかなというようなことは、非常にこの期間的に、時間的にやっぱり大変心配をいたしました。

しかしながら、これ大変な事業であったなど。当然まあ仕事ですから、職員はですね、そういうようなことで、あなた以外です。あなたの下にいる、あなたは今の話やないけど、机の前に座っていたけれども、その現にその事業に当たった職員に対してね、私は非常に敬意を表したいなと思うのですよ。これ。

本当に昼夜問わず、私もやっぱりいろんなその対象地域に知り合いがあって行ったことがあるのですよ。これは大変ですよ。それぞれ何百世帯の自治会、町会がある。それを思い思いに、これは集積するということは、目の前にゴミ収集するというのとですね、そういうようなこととということとは非常に人間の感覚として、長年に渡るそういうようなことが習慣づけられていることが、集積してそこまで、遠くまで物を運ぶ、いわゆるごみを運び出さなければならないと。

そういうことですから、私も幾つかの会場にも行ったことがあるのですが、思い思いの意見が出てですね、全く身勝手なような発言もありました。それを集約して2年間でやっとなら、こういうことに関してはね、なかなかね、私は当初2年間でできるのかなというようなそういうような危惧をいたしておりましたけれども、そういう点では、見事2年間の間にそういうような事業がきちんと完了できたということに対しましてですね、緒に当たった職員に対してね、私はよくやったという敬意を表しておかなければならないなというように思います。以上で結構です。

◎西山則夫委員長

他に御発言ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款4衛生費を終わります。

次に補正予算書20ページをお開きください。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急地域雇用対策事業費、大事業緊急雇用創出事業、中事業（1）教育文化関連雇用対策事業を御審査願います。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款5労働費を終わります。

次に補正予算書34ページをお開きください。款11教育費を款一括で御審査願います。
御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、款11教育費を終わります。

以上で「議案第59号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中当委員会関係分の審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第59号 平成23年度伊勢市一般会計補正予算（第2号）」中、当委員会関係分につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。

よって「議案第59号」中、当委員会関係分は、原案どおり可決すべしと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時16分

【議案第60号 平成23年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）】

◎西山則夫委員長

休憩前に続き会議を開きます。

次に「議案第60号 平成23年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を御審査願います。

補正予算書43ページをお開きください。

本件につきましては一括審査といたします、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようですので、以上で審査を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「議案第60号 平成23年度伊勢市介護保険特別会計補正予算（第1号）」につきまして、原案どおり可決すべしと決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。よって「議案第60号」は原案どおり可決すべしと決定いたしました。

【平成23年請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願】

◎西山則夫委員長

次に「平成23年請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません、自由討議でなくて質問でよろしかったですか。はい、ごめんなさい。

1つ請願の紹介議員にお伺いをいたします。これと同様の主旨の請願が、三重の県議会でこの9月の14日に提出をされておりますが、その請願と今回提出された請願との大きな違いが1点ありまして、まず1つ目が、ああごめんなさい。1点なので1つですが、今回の請願は義務教育の国庫負担制度の存続と全額国負担を求めるといような主旨の請願でございます。

県議会でも出されたものがこちらにあるのですが「義務教育費の国庫負担制度の存続とさらなる充実を求める請願」という最後の文言が違っております。

で、県議会でもなぜこのようなものが、文言が違うのかといいますと、今、流れとして地方分権というのが大きな流れのひとつにありまして、その中でその全額国負担というのを、全て国に責任を持ってもらうというのは地方分権の流れとは少し反するのではないのかというような議論が県議会でもなされまして、その中で主旨をちょっと変更しましてさらなる充実を求める請願という形で文言が変わったと、僕はお伺いしております。

で、私もこの全額国負担というのは地方の裁量を少し奪うものであって、少しその自由度とかそういう点でもなかなか難しいところがあるのかなと思いますが、そのあたりどのようにお考えか、もし御意見があれば教えていただければよろしいでしょうか。

◎西山則夫委員長
世古委員。

○世古明委員

今ですね、県で議論された経過についてはちょっと申し訳ないですけども、私わからないのですけれども、さらなるというか、この制度でですね地域主権ということも言われていますけれども、地域の裁量のこととも言われておりますけれども、やはり全体的な考えの中で地方、地方というか市ですね、市と県、若干違う部分はありますけれども、やはり市としての考えを、請願のとおりでありまして、もう一度ですね、整理をさせていただいて、ちょっと答弁になっていないかわからないので整理をさせていただいて回答させていただきたいと思います。

◎西山則夫委員長

野崎委員よろしいですか。

世古委員、今日、請願の審議ですので、それですと持って帰るということになりますので、これ当然審査できませんので継続審査ということに、継続審査できませんので、ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

今、御議論いただきましたように暫時休憩をとりまして、紹介議員から請願者に対する問い合わせを含めて時間をいただきたいということで、暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時52分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどから議論になっております関係につきまして、世古委員のほうから回答していただきたいと思います。

世古委員。

○世古明委員

はい、先ほどはすいませんでした。

先ほどの質問に対して答弁をさせていただきます。

県の話も出していただきましたけれども、現在、地方分権といわれておりますけれども、地方分権というのはまだ過渡期でありまして、財源等の問題についてはまだまだ課題が残っておると思います。そういう意味で市として、国に財源を含めて求めていくということで国に対しての請願とい

うことで答弁としたいと思います。

◎西山則夫委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

続いて討論を行います。討論はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません、先ほど質問でも言わせていただきましたが、現在この日本は地方分権の流れを進んでおりまして、先週9月の24日、25日ですね、東海州政治家連盟というものが結成されまして、これから道州制なのか、それとももっと大きな枠組みでなのか、どういった形でなるか地方分権が進んでいく世の中であると私は思っております。

その中で今回の請願の中で、質問でも指摘させていただきましたが、全額国負担というのを求めていくのは少し流れとは逆行するかなと思うところがありますので、義務教育の円滑な実施というのは私も願うものでありますし、請願人の主旨も理解はいたしますが、全額国負担という部分に関してのみ私は反対をさせていただきます。

◎西山則夫委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「平成23年請願第3号「義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担」を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございます。

可否同数でありますので、伊勢市議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長が本案に対する可否を採決いたします。委員長はこの採決につきまして可決と採決いたします。

【平成23年請願第4号『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充』を求める請願】

◎西山則夫委員長

次に「平成23年請願第4号『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充』を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

続いて討論を行います。討論はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

すいません、こちらの教職員の定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充に対する請願に反対の立場で討論させていただきます。

先ほども申し上げましたが、義務教育それから教育予算の充実に関して私は反対をするものではないと思いますが、今、全国の小学校の1学級あたりの平均の人数は27.9人となっております、伊勢市は1学級あたり27人、2年生の小学校の人数に関しては、これは下限限界の25人となっております。

中学校に関しても伊勢市は31人と、もう既にこの少子化の流れの中で35人学級を基にした定数改善計画というものの実施は恐らく全国的にも不可能になってくるのではないかと考えております。

実際沖縄では今年、教職員の定数の削減もされております。そういった流れからも「35人学級を基にした教職員の定数改善計画を実施し」、この部分に関して私は反対をさせていただきたいと思っております。

◎西山則夫委員長

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「平成23年請願第4号『教職員定数改善計画』の着実な実施と教育予算拡充』を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって「平成23年請願第4号」は採択すべしと決定いたしました。

【平成23年請願第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願】

◎西山則夫委員長

次に、「平成23年請願第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「平成23年請願第5号「保護者負担の軽減と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございます。

起立多数であります。よって「平成23年請願第5号」は採択すべしと決定いたしました。

【平成23年請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策」の充実を求める請願】

◎西山則夫委員長

次に、「平成23年請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策」の充実を求める請願」を議題といたします。

御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「平成23年請願第6号「防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策」の充実を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、「平成23年請願第6号」は採択すべしと決定いたしました。

【平成23年請願第7号 旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願】

◎西山則夫委員長

次に、「平成23年請願第7号 旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願」を議題といたします。御発言はありますか。

長田委員。

○長田朗委員

2点ほど質問させていただきます。

1つは請願事項にあります、2行目に丸岡邸の土地購入・建物整備のあり方について公設民営等御検討いただきたいという文章があるのですけれども、土地購入、建物ということになってくるともちろん予算措置も必要になってくると。

その額によってはですね、議会のなかで審議をするなかでですね非常に厳しい話もあるのではないかと、消防庁舎の建てかえとか病院の話もありますので、そういうことからした場合そのあくまでも公設民営等の御検討をいただきたいと、この部分での願意ということで確認させていただきますけれどもいかがでしょうか。

◎西山則夫委員長

杉村委員。

○杉村定男委員

その土地購入につきましてはですね、市負担で全額お願いするというものではなくてですね、個人財産である場合、なかなかその援助をしていただけたところが難しいというようなことで公的なものにしていただきたい、というのが一つの狙いであります。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

もう1点ですけど、その下に保存再生については、市民の賛同を得て取り組むことをお誓い申し上げますという、この文がちょっと私、理解しづらいところがあるのですけれども、補足説明をいただけますでしょうか。

◎西山則夫委員長

杉村委員。

○杉村定男委員

この部分につきましてはですね、管理運営、いろいろなことを考えましてですね、まあNPO法人も視野に入れながら市民対話していきたいというようなことでございます。

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

他に御発言はありませんか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

1つだけ聞かせてください。

公設民営等ということでここに書いてありますけれども、今特にそういう営みをされているわけでもなくて、時々ワークショップですか、そういうのとか、時々中を見せてもらえるようなことも時々開催していただいておりますけれども、何か営みのようなもの、例えば河崎商人館のようなものを考えているのか、何かちょっとその辺の考えがもし聞いているようであればちょっと聞かせていただきたいかなと思います。

◎西山則夫委員長

杉村委員。

○杉村定男委員

狙いは恐らく商人館的な公設民営だろうと思うのですが、その中でもいろいろな手法を模索しながらですね、補助メニューとか情報を入れていきたいというようなことです。

◎西山則夫委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

わかりました、先ほど長田委員のほうからも、あくまで検討していただきたいということの願意だと思いますけれども、そういうことで理解させていただいていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

発言もないようですので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。「平成23年請願第7号 旧御師丸岡宗大夫邸の保存再生に関する請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

起立全員でございます。よって「平成23年請願第7号」は採択すべしと決定いたしました。

【平成23年請願第2号 「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願】

◎西山則夫委員長

次に、以前の定例会から継続審査となっております「平成23年請願第2号「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願」を議題といたします。

本件につきましては、過去2回ほど継続審査ということできております。前回の8月19日の委員会におきまして、今回の委員会で方向性を出すべく皆さん方をお願いをしておりますので、改めてここで御審査をいただきたいと思います。

御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

続いて討論を行います。討論はありませんか。

○長田朗委員

反対の立場で討論させていただきます。

今の子ども子育て新システムについてはですね、本当に国のほうの動きもなかなかわからない状態ではあります。

しかし伊勢におきましてはですね、23年度よりしごうこども園ということで、公の保育所と公の幼稚園が1つになった形で一体化が進められました。

また平成24年度には公立の桜木保育園と私立の修道幼稚園が1つのこども園になるということで、非常に三重県下でも先進地としていろんな取り組みを既に始めてます。

特に修道こども園につきましては幼保の一体化だけではなく、公と私立ということで、新しい動きもあります。

そういう意味ではこの今の流れの中で、伊勢はそれをその流れをしっかりと理解しながらですね、既にスタートした状況でもありますので、この制度に反対して今まである保育制度改革、現行の保育制度の拡充を求めるといった請願者の願意には同調しかねるといって反対討論をさせていただきました。以上です。

◎西山則夫委員長

他に討論ありませんか。

あ、すみません討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。「平成23年請願第2号「子ども・子育て新システム」に基づく保育制度改革に反対する意見書提出を求める請願」につきまして、採択することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

起立少数であります。よって「平成23年請願第2号」は不採択すべしと決定いたしました。

次に「平成23年請願第3号 義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書(案)」について議題といたします。御発言はありませんか。

失礼しました。

ちょっと暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

【請願に係る意見書（案）について】

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

大変失礼をいたしました。

「平成23年請願第3号」「平成23年請願第4号」「平成23年請願第5号」「平成23年請願第6号」につきましては意見書の提出を求めたものでありますので、本請願が本会議で採択されました場合は、請願に係る意見書の提出が必要となってまいります。

請願に係る意見書につきましては、議会改革特別委員会の中間報告を経て、所管の常任委員会で議案を作成し提出することが議会運営委員会で決定をされています。

この際、採択されました議案につきまして、係る意見書案について当委員会で御協議願うことにいたします。書記に意見書の案を配付させますので、御協議いただきたいと思います。配付してください。

（資料配布）

◎西山則夫委員長

それでは今、配付をいたしました意見書案につきまして、精読を含めて15分間休憩をいたしたいと思っております。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時20分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどお配りしました意見書案について精読いただきました。それを受けて議題としていきたいと思っております。

まず最初に、義務教育費国庫負担制度の存続と全額国負担を求める意見書案について議題といたします。御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。平成23年請願第3号に係る意見書案につきまして、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

可否同数でありますので、伊勢市議会委員会条例第16条第1項の規定により委員長が本案に対する可否を採決いたします。

委員長は可決と採決いたします。

平成23年請願第3号に係る意見書案について決定をいたしました。当意見書案につきましては、伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき小職から議長へ提出いたしたいと思っております。

なお、申し上げますが意見書案について賛成の議員の連名で提出をいたしますので、御了承をお願いいたします。

次に教職員定数改善計画の着実な実施と教育予算拡充を求める意見書案についてを議題といたします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。平成23年請願第4号に係る意見書案につきまして、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって、平成23年請願第4号に係る意見書案について、そのように決定をいたしました。当意見書案につきましては、伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき小職から議長へ提出いたしたいと思っております。これにつきましても先ほどと同様、賛成者の連名で提出をいたします。

次に保護者負担の軽減と修学・就学支援に関わる制度の拡充を求める意見書案についてを議題といたします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。平成23年請願第5号に係る意見書案につきまして、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって平成23年請願第5号に係る意見書案について、そのように決定いたしました。当意見書案について、伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき小職から議長へ提出をいたしたいと思っております。これにつきましても先ほどと同様、賛成委員の連名といたします。

次に防災対策の見直しをはじめとした総合的な学校安全対策の充実を求める意見書案についてを議題といたします。御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

お諮りいたします。平成23年請願第6号に係る意見書案につきまして、文案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。

起立多数であります。よって平成23年請願第6号に係る意見書案について、そのように決定いたしました。当意見書案については、伊勢市議会会議規則第14条第2項に基づき小職から議長へ提出をいたしたいと思っております。これにつきましても、賛成委員の連名といたさせていただきます。

以上で当教育民生委員会に付託を受けました案件の審査は終わりましたが、委員長報告文の作成につきましても、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

【学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書案（委員提案）】

◎西山則夫委員長

この際、岡田委員から学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書案提出の提案が出されています。議題とすることに対しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。それでは岡田委員から発言の許可を求められておりますので、許可いたしたいと思います。その前に、資料を配付いたします。

（資料配布）

◎西山則夫委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時25分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。今出されました文案につきまして御精読いただく意味から、3分程度休憩をいたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。ただいま配付いたしました意見書案につきまして、岡田委員のほうから発言を求められておりますので許可いたします。

岡田委員。

○岡田善行委員

すいません、学校施設の防災機能向上のために新たな制度創設を求める意見書案、こちらについてよろしく願います。

学校施設は児童生徒の学習、生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保が極めて重要です。

このたび東日本大震災においても、学校施設は避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなり、食糧や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い外部と連携が取れなくなった等と、さまざまな課題が浮かび上がってきました。

文部科学省は東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についての緊急提言を取りまとめ、今回の大地震を踏まえ学校が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるようあらかじめ避難場所として必要な機能を備えておくという、発想の転換が必要であるということが提言されました。

学校施設が地域の拠点として十分機能するよう、防災機能の向上を強力に推進するため活用できる国の財政支援制度の改善、並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について速やかに実施するよう強く要望いたします。

一つ、新增改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化することなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。

一つ、制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できることとするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。

一つ、学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

◎西山則夫委員長

今、岡田委員から意見書案についての提案が報告、説明がされました。質疑のある委員は御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御発言もないようでございますので、以上で質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

長田委員。

○長田朗委員

賛成の立場で討論させていただきます。

今回の東日本大震災の被害を考えたときにですね、学校施設の応急避難場所としての位置づけは非常に大きいものがある。まあ、その旨についてあらかじめですね、いろいろなものを設備するというような学校施設の防災機能の充実というのは、本当に避けては通れないものであり、その制度を確立し、また地方負担の軽減を図るための財政措置を講じるということは、我々の安心、安全につながるのだと思いますので、ぜひ要望を出してですね願いをかなえたいというふうな気でおります。

ということで、賛成の立場で討論いたしました。以上です。

◎西山則夫委員長

他に御発言はございませんか。

中山委員。賛成の討論ですか。

〔「賛成の討論を」と呼ぶ者あり〕

○中山裕司委員

今、賛成討論されましたけれども、既にですね、これは第 4 回の松阪市議会の定例会で、議員の質問に対して市長はですね、市内中の中学校にその、今請願に出ている一部ですね、これはもう速やかに設置をすべきだということで発電機や投光機、防災行政無線の受信機を配付するほか、ケーブルテレビ回線の整備をすると、既に松阪市ではですね、そういう整備をやろうということがある。

だから、もう国に、私はむしろ国にこういうような意見書を発する前に、伊勢市として学校施設の防災機能をどういう形で具体的に設置していくのか。

当然これは意見書として採択をして、各機関に送付することは重要でございますけれども、加えて、私はやっぱり松阪市がもう既にそのような形で学校施設の防災機能を向上していこうということは、隣の市はもう既に市長が表明をいたしておるわけですから、伊勢市においても速やかにそのようなことの取り組みを早急にやるべきであるということ、付け加えておきたいと思いま

す。

◎西山則夫委員長

賛成の討論をいただいて、今、中山委員からもそういう御指摘をいただいておりますので、これまで以上に重々取り組みを深めていくようにということを確認しておきたいと思います。

他に御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

ないようですので、以上で討論を終わります。

お諮りいたします。学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書案につきまして、このとおり決定することに御賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

◎西山則夫委員長

ありがとうございました。起立全員であります。よって委員会として学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書案は決定いたしました。当意見書案につきましては、当委員会から本会議へ提出することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

そのように決定いたしました。当意見書案については本会議へ提出いたしたいと思います。暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時37分

【所管事務調査 伊勢市病院事業に関する事項】

◎西山則夫委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に当教育民生委員会所管事務調査事項となっております、伊勢市病院事業に関する事項、及び伊勢市立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項に関しまして、当局に対し報告を求めたいと思います。

まず最初に伊勢市病院事業に関する事項に関しまして、9月定例会本会議初日に市長から伊勢市立総合病院の建てかえという方向性が明示をされました。

教育民生委員会といたしましてもこれまで検討してきた経過を踏まえ、市長に対しまして早期の

結論を出されることを望んでおりましたので、これは評価をしたいと思いますが、しかし先般の病院のあり方検討会からの報告を受け半年が経過をいたした今、病院の方向性を出すに至るまでの経過をもう少し市長のほうから御報告をいただきたいと思います。

市長。

●鈴木健一市長

はい、それではですね、これ立ったままでやるのですよね。

(「はい、申しわけないです」と呼ぶ者あり)

●鈴木健一市長

まず今回の議会の冒頭において、伊勢市立総合病院の建てかえについて方向性を表明させていただきました。

以前からあり方検討会等におきまして伊勢病院の方向性をどうしていくのかということに関しまして、さまざまところで御議論をいただいております、また御心配も頂戴しておりました。

あり方検討会の報告をいただきまして、それまで以上に検証を重ねて最終的にはやはり市民の方の、そして伊勢志摩サブ医療圏の中で地域医療をしっかりと拠点を確保していきたい。そのような気持ちで継続し、ハード面をどのようにしていくのかということを検証させていただきました。

その中で、一つに耐震補強と建てかえという2つの選択肢がございました。その中で今回の冒頭でも御説明させていただいたとおり耐震補強、建てかえの場合を費用面を考えた場合、建てかえのほうがより堅実であろうとそのように判断をさせていただいたところでございます。

すいません、以上でございます。

◎西山則夫委員長

はい。市長から9月定例会の冒頭の御挨拶と、そう踏み込んだ説明ではなかったのですが、もう少し至る経過で何か市長が思い描いているイメージがあるのなら、もう少し補足的に説明をいただけたらと思うのですが、市長。

●鈴木健一市長

はい。病院問題については市長就任してから、まあそうするとやはり何らかの解決をしていかなければならないということで、ちょっと時系列的に、少しちょっと説明がしにくい部分もありますが、将来的なイメージと申し上げますとやはりこれから高齢化社会を迎える中で、いかにこう市民の方の生命、そして健康を維持増進していくことがいかに必要であろうかということのを常々考えてまいりました。

その分で健康福祉に係る事業でいろいろと手立てを打ってきましたけれども、やはり市民の望むところはやはり、医療をいかにして継続していくか、これがやはりこれからの伊勢市にとって一番必要なことであろうというふうに考えさせていただいたところでございます。

具体的に委員長のほうからこういった部分はどうなのだということを御質問いただければ、それにお答えさせていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

◎西山則夫委員長

あの委員の皆さんから、市長の所信に係る範疇での御質問に留めていただいて、何か質疑があって、後ほど私のほうからは、またまとめてありましたら市長のほうへ申し上げたい。委員の方よろしいですか。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

じゃあ、委員の皆さんからないので、まあ私が感じたことを申し上げますと…。

あ、あるの。手を挙げてくれないと。すいません、失礼しました。

長田委員。

○長田朗委員

市長、去年の6月の定例会に建てかえも含めて病院の方向性を出すというふうにおっしゃられて、その後、病院に関する検討会、検討会といいますか、させていただきまして、いろいろ医師会の方々とか市民団体、議会も参加してですね、いろいろ検討してきました。

そして、この前の4月の教育民生委員協議会のときに市長は、回答をちょっと待ってくれというお話がありました。

あの委員会のために、12月まで待ってくれというふうにおっしゃられた背景は、なぜ即答できないか、12月まで待って欲しいか、というのに、2つ理由を挙げられたと思うのですね。

1つはまだ地域医療のニーズを把握してないということで、それをしっかり把握したいと。で、お時間をいただきたいというのが1点あったと思うのです。

2点目は医師確保の問題が、就任当時から考えていたものよりも非常に深刻なもので、新病院を建てたから解決できるというふうなものではないから、医師の確保についてしっかりとした考えをまとめた上で方向性を決めたいという2点その理由だったと思うのです。

その辺を検討されて、ニーズもすっかり掴まれた上で12月に出されるというふうに理解していたので、今回9月に方向性を出されたということなので、その間の経過としてその2点についてどういうふうにお考えになったかお答えいただけますでしょうか。

◎西山則夫委員長

市長。

●鈴木健一市長

まず医師の確保のことについてお話をさせていただきます。

この点についてはですね、抜本的な現時点の解決策というのは、三重大の先生方、また他の医療機関に対しお願いを続けさせていただいているところでございまして、今、三重大のほうで地域枠ということで医師の方の数を増やしていただいている、こういった状況もありまして、何とか打開をしていきたいというふうに思っておりますが、課題の1つではあります。

次にですね、医療ニーズのことについてでありますけれども、やはりこれから1つ考えなければ

いけないのは伊勢志摩サブ医療圏での範囲だと思っています。

エリア的には伊勢志摩サブ医療圏、そして時間軸としてやはり10年後、20年後の範囲で考えていかなければならないと思っています。

その中で、やはり検診、回復リハ、こういったことが必然的に必要であろうというふうに判断をさせていただいておりますし、また急性期においても、やはり市民の方にとって選択できる状況が望ましいとそのように判断させていただきました。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

今のニーズを、市民ニーズを捉えるということでお答えいただいたのですけれども、私の認識ではそれらはもう既に出ていたニーズではないかと。伊勢病院の今後を考える検討会でもですね、その辺は病院からも示されていて、既に目新しいことではなかったと思うのです。

そういう感じであるならば、あの時お答えできないという2つの除外の1つとして、まだ医療ニーズを捉えていないという話があったので、その辺なんとなくその今の話からすると、新たなニーズを何か捉えるような努力をされたのかどうかというのが、ちょっと伝わってこないなという部分があったのですけれども、その辺どうですか。

◎西山則夫委員長

市長。

●鈴木健一市長

そうですね、現状の既存の診療科目に対するニーズというのは当然、果てしなく際限はあるというのは1つございます。

それとですね、やはりこう日進月歩で、その診療科目がどんどん細分化していくっていうことがございますので、一定程度の大枠で考えていかなければならないというのが1つありました。

それともう1つがですね、今あるこの地域にとってドクター、医師の方がいらっしゃる財産をいかに有効に発揮していくかというこの2つのですね、発地と着地点からですね、考えていった中で、これから具体的な詳細診療科については詰めて構築していきたいというふうに考えております。

◎西山則夫委員長

長田委員。

○長田朗委員

印象的にはですね、今まで伊勢病院を考える検討会でもですね、確かに一番大きな問題として医師の確保の問題というのがありまして、その辺、三重大の先生に来ていただきましてお話もさせていただきました。

その場合も協力体制を組むとかですね、いろんな話もいただきまして平成19年にはあり方検討委員会ですか、の提言書もいただいたりして、その中でいろいろ課題として上がっている内容ではな

いかなと私、印象を受けたので、実際この半年、市長いろいろニーズを掘り起こすなかでですね、結論に至ったということで、非常にこうイバラの道を通りながらこの結論に至ったのだと私、理解はするのですけれども、何となくその辺のところはちょっと伝わらなかったなというふうな印象はあります、答弁結構ですけれども。

この件に関してということですよ、市長の9月の。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

○長田朗委員

冒頭の。はい、わかりました。以上です。

◎西山則夫委員長

他によろしいですか。

はい、中山委員。

○中山裕司委員

かねがね申し上げてきているのですけれども、行政として一番の終極の目的は一体何なんだということだと私は思うのですよ。

やっぱり市民に対して市民の生命と財産を守る。これがやっぱり行政の終極の目的ではないかと思う、これは。

そういう視点から、市民の生命をどうのように守っていくのかということ、これは市立伊勢総合病院というようなものは開院当時から問題を抱えて、今日いろんな今の紆余曲折があるわけですよこれは。

これはいちいちここでどうのこうの言っているあれではないけれども、今こういうような危機的状況にあるということは誰でも認識は一にするわけなのですよ。

これは市長がね、私はもういつでもいい、あなたの任期中に決めたらいいではないかと、この場で私は時期を言いましたよ。決断できなかつたら、あなたの任期中にどうするかという方向性を決めたらいいではないかというのは、時間を与えたのではないのですよ。

やっぱり政治というものは、偉そうなことを言うようでないけども、首長として実行と決断なのですよ、決断と実行なのですよ、いつも申し上げておるように。

だから病院問題なんていうものは、1日も見過ごすわけにはいかないわけです。そういうこの地域、ましてや伊勢志摩のこの地域の皆さん方の生命と財産をどういう形で守っていくか、これは今、財政的な問題いろいろありますよ、これは。あつたけれども、これはやっぱり英断を振るわなければならない、これは。

それとこれは、事があつたらまた申し上げたいけれども、市立総合病院がこういう形で傷だらけで、そういうものをひっ下げながら病院経営をしてきているというところに大きな問題がどこにあるのか。私は不良債権、累積赤字だと思う。

だから私はかねがね申し上げているように、そういう英断をどういう形で、だからそういうものを取り除くという大手術をやらなければならない。それには一般財源をどういう形で、一時的には市民の皆さん方の理解を得ながらですね、それは投入していかなければならない。

そういうような総合的な長に求められている、市長として求められているそういうような問題をね、やっぱり果敢に政治判断をしていくということでね、9月に、まあ12月までということで、12月よりもちょっと早かったけれども、もっとその時期にこれは今までのね、過去における伊勢市の首長のその病院に対する認識というかそういうものが、それを取り巻く伊勢市の幹部職員、スタッフがいかにか病院問題をおろそかにしてきたか。

これはあなたを擁護するのではないけれども、あなたがなつてまだ2年目、これは昨日や今日この病院の問題が生まれてきた、あなたが市長になったから出てきたわけではないのですよ。何十年というようなものが蓄積されてこういうような状況になっていると、これは。

だからそういうようなことも合わせてね、あなたが9月に表明したのであるならば、ある程度具体的にはあなたが、これは市内いろんな議論もしなければいけないでしょうし、こういうような大きな問題ですから、やっぱり議会にもどうだというようなことの投げかけもなければならぬ。そういう中で真剣に病院問題をどうしていくのか。

私は、これはもう長々と言っているといけませんけれども、考える会ですか、この間やったあの時にも申し上げたけれども、やっぱりこの市立伊勢病院のこういう状況をどういう形で、ある意味においてとどめるのかということになると、やっぱり新しい病院を建てかえるというようなことをきちんと表明することによって、医師や看護師や職員のモチベーションを高めるということ、私はかねがね言ってきたわけで、まさにそういうような形の、何らかの効果が今回も生まれてきていると私は思いますよ。いちいち聞いたこともなければ、何もわかりませんが。

だからここでもう具体的に9月ということで表明をされたとするならば、きちんとどういう形のもをどういうふうにする、これは具体的なものは今、求めることは難しいにしてもある程度の方というものを。

そんな市内で足を引っ張るような、病院建設に反対しているような職員は、私はある意味において排斥しなければならないと思うのですよ。

だから、そういうようなことですから、きちんとそういうようなことをね、あれしていかないと病院問題は解決できない、これは。

だから、それだけは私はね、もう答弁はいらないけれども、きちんとあなたはね、やっぱり肝に銘じて病院問題に真剣に、これはやっぱり死に物狂いで立ち向かっていかないと、これはやっぱり解決にならないと思う。

だから早く、一日も早くある程度のそういうような方向性を打ち出すということが肝要かなというように思います。以上です。

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

はい、先ほど市長からも、求められておりますが、まず最初申し上げたように期限を切って結論を出せということにしていましても、この議会で方向性を明示されたことについては評価をするということを申し上げました。

しかしながら、いずれにしても本会議で唐突にですね、このことを発表された。教育民生委員会、議会それぞれ含めて、あの日初めて議員の皆さん聞いたわけですがけれども、こういった大きな問題ですから、やはり議会との連携を十分図っていただきたい、このことだけは申し上げておきたいと思います。

そして、私も今、中山委員がおっしゃったように、建設の方向性を明示されたわけですから、やはりこれはこれに沿って行程表というのですか、ロードマップというのですかね、そういったものをきちんと積み上げて、きちんとまた議会へ。

時間がないと思うのです、あまり。だから議会へ明示をする、あるいは市民の皆さんへも明示する。そういったことを市長としてやっていただきたい。このことだけ申し上げておきたいと思いません。

あと具体的な内容につきましては、議会としてもこれからいろんな議論が始まろうというように思いますから、それはそれでまた議論していくということで、市長のほうも受け止めていただければというふうに思います。よろしいですか。

はい。じゃあ、この件についてはこの程度で終わります。

【所管事務調査 伊勢立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項】

◎西山則夫委員長

次に、「伊勢立小中学校の規模・配置の適正化に関する事項」について、教育委員会から御報告いただきます。

教育部長。

●佐々木昭人教育部長

それでは御報告を申し上げます。

現在、御承知のように教育委員会のほうでは小中学校の将来構想、学校の適正規模・適正配置について計画作りを進めておるところでございますが、そのような折、このたび9月29日、木曜日でございますが、東大淀小学校の存続を考える会から、東大淀小学校の存続を願う要望書、これが1,526名の署名を添えて提出をされましたので、御報告を申し上げます。

主な内容といたしましては6つからなっておりまして、1つが郷土の文化や生活に親しみ愛する心を持つ教育、地域に根ざした教育のためには小学校の存在は不可欠であり、旧来の地域単位の民族・文化的につながりの深い小学校区の設定が可能である限り、東大淀小学校を存続させることが望ましいということでございます。

また小学校は地域の拠点として重要なコア施設であり、無くなるということはコミュニティの崩壊のみならず、過疎化に拍車をかけることにつながるということ。

それから、1学年1クラスで学んできた小学校は、創立以来130年間、少人数教育で問題を感じていない。

通学距離が遠距離通学となった場合、歩道・街灯の整備の計画がまだはっきりしていない中、時間的にも教育格差が生じることが危惧される。

提言書の内容は机上論が多く容易に納得できる内容ではない。

小学校が機能していないことは防災上問題である。

以上、6つの大きな要旨の中で存続を要望をされております。私ども現在計画案作りをするために各地域に入りまして、PTA本部を中心に今いろいろ意見を頂戴をしております。この後自治会あるいは小学校へこれから入学されるお子様をお持ちの保護者の方、こういった方から幅広く御意見を聞きながら計画案作りを進めてまいりたいと思っておりますので、今回いただいた意見も参考

にしながら今後計画案作りを進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎西山則夫委員長

よろしいですか、はい。

報告事項ですのでこの程度で終わります。今言われましたね、それぞれ自治会、PTA、それから次世代の保護者の皆さんとの話し合いを進めていくということで聞いておるのですが、以前説明された進捗状況と遅れがあるのか、順調にいつているのか、そこら辺少しありましたら。

はい、教育部長。

●佐々木昭人教育部長

当初お示した中でですね、11月中には計画の案を作りたいということで御説明を申し上げております。

現在そのスケジュールに沿ってですね、ほぼPTAのほうについては該当する、今回の学校については意見交換を終えたところでございますので、今後精力的に自治会あるいは就学前の子供をお持ちの保護者の方とも意見交換会を進めてまいりたい、このように考えております。

◎西山則夫委員長

よろしいですか。

(「言ってもよろしいのかな」と呼ぶ者あり)

◎西山則夫委員長

どうぞ。

○中山裕司委員

今、その報告がありましたけどね、東大淀の。

私はやっぱり素朴な全くそういう要望だと思うのですよ。それ6項目ですか、聞いてもやっぱり無理が無いのですよ、そういう存続せよという、という今のね、それは最もそういう思い、だからそのどういう形で教育効果を上げていく、どういう形であれしていくかというような視点なくして、やっぱり長年続いたそういうその一つの愛着、そしてそういう小学校というものが一つの地域の拠点になってきたという歴史的背景があると、私はあると思う。

これは火がついたわけですよ、東大淀で。

これは対象になる地域が必ずそういうようなことで出てきて当たり前だと思うのですよ、これは。あなた方もそう思われていると思うのですよ。

だから申し上げておきたいのは、それほどやっぱりこの統廃合というものは、非常に難しい問題を内蔵している、はらんでいるということもかねがね申し上げているのですが、今回やっぱり新聞で見せていただきまして、これは東大淀で1地域だけでも火がついたら、これは対象になる地域は必ずそういう問題が起こってきて当たり前のことなのです。

そういうものを私はやっぱりきちんと丁寧に説明するなりね、なぜ今、また将来に向かって統廃

合が伊勢市において必要なのだと、これは時代の要請であり教育効果を上げていくためにはそういうような形で再編、つまり統廃合をやっていかなければならないのですよというような説明を、きちんと丁寧にしていって、それ以外には私はないと思うので、大変な作業だと思いますけれども、きちんとした納得の行く説明をね、してやっていただきたいなと市民に対して、対象者に対しましてね。

ただ、だからそういうような将来、今の現在の保護者、これからというそういうのではなくて、やっぱり地域の住民にも私は理解を得られなければならない、こういうように思いますので、その点きちんと丁寧に説明をしていただきたい、これだけはお願いをしておきたいと思います。

◎西山則夫委員長

今、中山委員からも御指摘いただきましたように、これは従来からずっと言っていることですので、重々そこら辺は配慮しながら11月ですか、までの地域での話し合いを充実していただくようお願いしておきます。

他に御発言ございませんね。

以上で教育民生委員会を終了させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎西山則夫委員長

御異議なしと認めます。これを持って教育民生委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後0時02分

上記署名する

平成23年10月4日

委員長

委員

委員